

令和2年5月7日

徳島地方・家庭裁判所  
所長 齋藤 正人 様

徳島弁護士会  
会長 志摩 恭臣

## 申入書

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、政府は4月7日に7都府県を対象に緊急事態宣言を発令しました。また、4月16日には同宣言の対象を47都道府県全てに拡大し、徳島県も含まれることとなりました。

御庁におかれては、緊急事態宣言の拡大に伴い、4月17日以降、徳島地方・家庭裁判所（支部を含む。）及び管内の全簡易裁判所において、保全事件、DV保護命令、刑事事件のうち一定のものなど、一部の事件を除きほぼ一律に期日指定の取消しが職権によりなされております。

当会は当初、かかる御庁の対応について、国民の権利救済という司法の使命から疑問がないとは言えないものの、新たな感染症の拡大・蔓延の防止という観点に鑑み、当初の緊急事態宣言の期間である5月6日までの短期間であればやむを得ないと考えておりました。

今般、政府は、なお新型コロナウイルス感染症の拡大抑止がなされていないとして、緊急事態宣言を5月31日まで延長することとしました。

この政府の判断は、全国的には大都市部を中心に一部地域でなお感染者が増加しており、かかる感染拡大を防止するためには、都道府県をまたぐ人の移動の抑制が重要であることに鑑み、一部都道府県に限定した緊急事態宣言の継続ではなく、なお、全都道府県を対象とすべきとの考えに基づくものであり、感染症対策としては首肯し得るものです。

一方で、徳島県内の状況に鑑みますと、4月21日までに散発的に5名の感

染者が発表されているものの、いずれも感染が徳島県外であることが明らかであり、かつ、比較的長い潜伏期間の存在や、発症から確定診断までに一定時間を要することには留意すべきですが、徳島県内における持続的感染は今のところ見られません。

御庁で取り扱う民事・刑事・家事の各事件は、紛争を処理することを通じて国民が自己の権利・利益を守ることを図るものであり、憲法上の裁判を受ける権利に直結するものであります。新型コロナウイルス感染症の拡大抑止においては、不要不急の外出や人との接触を避けることが強く求められておりますが、御庁の取り扱う裁判手続は不要不急のものであるとは考えがたく、むしろ社会生活において極めて重要な手続であって、紛争を抱える当事者にとってはどの事件も迅速な解決を求められているものばかりです。

御庁を含め、全国的な裁判期日の取消しにより裁判所利用者・関係者の様々な声が聞かれます。例えば、迅速に解決すれば入金がなされたであろう交通事故の損害賠償金の受け取りの目途が立たない、離婚事件の判決がなされるはずだったのに期日が取り消され途方に暮れている、早く相手方と話し合いをして円満に解決したいのに延期になった、などの不満があります。また、婚姻費用や養育費に関する事件は、当事者の生活に直結している案件ですし、学校の休校延長により子の監護者の争いも増え、深刻化することも想像できます。刑事においても、公判の長期化は被告人にとっていれわのない不利益であることはもとより、犯罪被害者にとっても不要な負担になりかねません。

よって、御庁（支部及び管内の簡易裁判所を含む。）におかれては、本日以降に予定される各期日については、次の点に留意され、民事・刑事・家事を問わず、一方的な職権による期日の取消しによる延期を行うことなく、当事者ないし代理人の意見も聴取し、個別事件の事情に鑑み、各事件ごとに判断されるよう申入れをします。

加えて、4月17日以降5月6日までの間に取消しになっている期日についても、当事者や代理人の希望も踏まえ、速やかに期日の再指定を行うよう併せ

て申入れをします。

#### 留意すべき事項

期日の延期の要否については、次の事情などを十分にご留意ください。

- ・ 当事者及び代理人の意向、希望
- ・ 当事者・代理人等の関係者が徳島県内在住者か、または県外在住者が含まれ都道府県をまたぐ移動を伴うのか、など
- ・ 当該期日に予想される参集する訴訟関係者・傍聴者の数
- ・ 事件の進捗具合、延期することによる遅延の見通しとそれによる当事者の不利益の度合
- ・ 期日における予想される審理時間の長短
- ・ 電話会議の利用や、事実上の進行協議の活用など、当事者及び代理人が参集しなくても手続を進行できる場合は、それらの積極的活用

以上